

余市町公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく地域計画を策定するので、同条第7項の規定により当該地域計画案（同条第3項の規定に基づく地図の案を含む。）を公告し、次により縦覧に供する。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画案について余市町に意見書を提出することができる。

令和7年3月3日

余市町長 齊藤 啓輔



1. 縦覧場所 余市町朝日町26番地
余市町役場総合政策部農林水産課農政振興係
2. 縦覧期間 自 令和7年3月3日
至 令和7年3月17日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3. 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで
4. 意見の申し立て 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、計画の案に対して意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに余市町総合政策部農林水産課へ任意の様式で意見書を提出してください。